

充電設備等の「廃棄」にかかる手続きについて

I. 充電設備等の廃棄

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の廃棄とは、補助金の交付を受けた充電設備等を廃棄処分することをいいます。天災や本人の責めに帰さない事故などで充電設備等が使用不能となり廃棄することをセンターで確認できた場合は、補助金返納義務を免除します。

II. 財産処分（廃棄）の手続き

1. 処分（廃棄）前に提出が必要となる書類

●[財産処分承認申請書（様式 22）](#)

【記載事項】

- ①充電設備等を廃棄する旨の記載 ②充電設備等の廃棄理由（経緯及び「廃棄の原因が本人の責に帰するか否か」を含む） ③廃棄の方法 ④廃棄業者名 ⑤充電設備等の撤去^{（注1）} 予定日
⑥充電設備等の廃棄予定日

【添付書類】〈写真を添付する場合は、撮影日を明記すること〉

- ①廃棄前の設置場所の全景写真^{（注2）}（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）、②充電設備等の銘板写真^{（注3）}（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）、③廃棄前の案内板〈公共性が補助条件の場合〉（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）、④無過失証明書^{（注4）}（本人の責に帰さない理由で廃棄の場合）
⑤充電設備が天災や事故などで使用不可であることを証する書類^{（注5）}（本人の責に帰さない理由で廃棄の場合）

注 1：充電設備等の撤去とは、充電設備等、充電設備等の周辺機器、または配線などを撤去することにより充電設備等の稼働ができなくなることをいう。充電設備等が撤去された日を充電設備等の撤去日という。

注 2：全景写真とは、充電設備等本体及びその周囲（充電車両の駐車スペース、充電設備保護用の屋根、保護用ポール等）が撮影されている写真。1 枚での撮影が難しい場合は、複数枚の写真を添付する。以下同様。

注 3：銘板写真とは、充電設備等のメーカー名、型式、製造番号（シリアル No.）などが鮮明に読み取れる充電設備等の銘板の写真を言う。以下同様。

注 4：無過失証明は、天災などによる場合は自治体等が発行する罹災証明書、事故等による場合は相手方との間で締結された示談書（無過失の場合は過失割合ゼロが示されていること）等になります。

注 5：メーカーまたは工事業者などが発行する書類で、「天災又は事故で充電設備等を修理することができず、廃棄処分せざるを得ない」旨記載された書類。発行者の捺印が必要

2. センターによる財産処分承認通知書（様式 23）の発行

財産処分承認通知書の受領前に処分（充電設備等の廃棄）をしてはいけません。

3. 処分（廃棄）後に提出する書類

●[実施状況報告書〈処分後〉](#)（様式；実施状況報告_財産処分関係）

【記載事項】

- ①充電設備等の撤去日 ②充電設備等の廃棄日 ③廃棄の方法

【添付書類】〈写真を添付する場合は、撮影日を明記すること〉

- ①充電設備等廃棄後の設置場所の全景写真（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）②産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）D 票〈マニフェスト伝票が入手不可の場合は廃棄業者発行の廃棄証明書でも可とする〉

〈産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の場合〉

- ・伝票の交付年月日、伝票の交付番号、処理依頼者（申請者または工事業者など）、処分受託者（処分業者）及び追加記載事項欄に廃棄した充電設備等のメーカー名、型式及び製造番号が記載されたマニフェスト D 票のコピーを提出する事

《廃棄業者発行の廃棄証明書の場合》

- ・マニフェスト伝票の提出ができない場合は、センターにマニフェスト伝票の提出不可の理由を連絡し、センターからマニフェスト伝票の代わりに廃棄業者発行の廃棄証明書での対応を認める旨メールなど（書簡、FAXを含む）で回答を得た場合には、以下の項目の内容を記載した廃棄業者発行の廃棄証明書の提出で可とする。
- ・廃棄した旨、申請者名、充電設備等の廃棄日、廃棄した充電設備等のメーカー名、型式、製造番号及び廃棄業者名が記載されている事、廃棄業者の代表者の捺印が必要

以上